

「第6次長崎県廃棄物処理計画（素案）」に  
対するパブリックコメントの募集結果について

「第6次長崎県廃棄物処理計画（素案）」についてパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。  
いただいたご意見に対する県の考え方をとりまとめましたので公表します。

1. 募集期間

令和7年12月8日（月曜日）～令和8年1月7日（水曜日）

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載
- ・ 県資源循環推進課、県政情報コーナー（県庁県民センター内）
- ・ 各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）、各県立保健所

4. 意見の件数

47件（4名）

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	素案に反映させるもの	30
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な対策を 遂行するなかで反映させていくもの	4
C	今後検討していくもの	2
D	反映が困難なもの	7
E	その他（ご提案・ご意見・ご感想として承るもの）	4
計		47

6. 提出された意見の要旨及び県の考え方

第1章 計画策定の趣旨

番号	区分	意見要旨	県の考え方
1	A	計画の位置づけの表の中の「廃棄物関連計画」として、「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を筆頭に「長崎食品ロス削減推進計画」まで5つの計画が提示されていますが、「長崎県ごみ処理広域化計画」を記載すべきであると思いますが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、計画の位置づけ表の中に、「長崎県ごみ処理広域化計画」を追加しました。
2	D	「SDGs（17の目標）のゴールは2030年とされていますが、本計画で設定された設定された目標値の達成年度も12年度（2030年度）であり、SDGsの達成年度と一致しています。したがって、本計画の目標値を達成するということは、最も関係が深いSDGsのうちの目標12（つくる責任つかう責任）を達成することにつながります。」と追加挿入することを提案しますが、ご検討ください。	本計画は、SDGsの複数の目標に大きく関連しており、いずれか一つを特出しして記載することは適切でないことから、現在の記載のままいたします。

第2章 現状と課題

番号	区分	意見要旨	県の考え方
3	A	堆肥化、雑がみの適切な分別回収・・・という記述がありますが、雑がみの後に「及び容器包装プラスチック類」を追加記載する必要があると思いますのでご検討ください。	ご意見を踏まえ、雑がみの後に「及びプラスチック類」を追加しました。なお、プラスチック類には、容器包装プラスチック類だけでなく、製品プラスチック類も含まれます。
4	A	中間処理の課題として、2項目の記載がされていますが、3項目として、最近の廃棄物処理場でのリチウムイオン電池による火災事故多発に鑑みて、「近年多発している廃小型家電製品、廃玩具や廃モバイル通信機器類に内蔵されているリチウムイオン電池による中間処理施設における火災事故へ対応する必要があります。」を追加挿入した方がよいと考えますのでご検討ください。	ご意見を踏まえ、「1 - 食品ロス削減などの4Rの推進」の中にトピックとして、環境省の注意喚起情報を追記いたします。
5	A	最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を1.0として・・・の記述は、正確に「2,3,7,8 四塩化ジベンゾパラジオキシン」と記載するべきです。	ご指摘の通り、修正しました。
6	A	課題2項目の廃ごみ焼却施設解体に関する記述の最後で「早期に解体する必要があります」と記載されていますが、解体に加えて撤去も必要であることから、「ダイオキシン類の飛散防止を図りつつ、早期かつ適正に解体及び撤去する必要があります」と記載した方が、より正確と思いますがご検討ください。	ご意見を踏まえ、「ダイオキシン類の飛散防止を図りつつ、早期かつ適正に解体及び撤去する必要があります」と追記しました。
7	A	課題が1項目目に記載されていますが、2項目目に「し尿処理施設や下水道施設の整備が困難な地域におけるコミュニティプラント、合併浄化槽、農業・漁業集落排水処理施設等の計画的な整備の推進」を追加挿入した方が良いと思いますのでご検討ください。	ご意見を踏まえ、「下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進に取り組む必要があります。」と追記しました。
8	A	処理業者の状況の一連の記載において、産業廃棄物処理業者の数という記述となっていますが、表2-2-17の数字を見ると、上部の太枠の記述の「許可件数」と一致しているため、「許可件数」に訂正すべきではないかと思われると思いますが、ご検討ください	ご意見を踏まえ、修正しました。
9	A	廃家電不法投棄防止に関する記述の2行目に「市町等で行う定期的な収集など」の記述がありますが、家電リサイクル法の施行により家庭から排出される廃家電4品目の引取は家電販売店の義務となっており、市町が回収することはありません。したがってこの記述は削除すべきです。本意見はあくまで家電リサイクル対象4品目の場合です。ただし、廃小型家電製品まで想定されている場合は、逆にこのフレーズがいきてきます。	ご意見を踏まえ、「廃家電の不法投棄を防止するため、家電リサイクル法（家電4品目:エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)に基づく家電販売店等による回収、小型家電リサイクル法に基づく市町・認定事業者による小型家電（家電4品目を除く）の回収など、地域住民が廃家電を適切にリサイクルできる体制を充実していくことが必要です。」と修正しました。

第4章 目標の設定

番号	区分	意見要旨	県の考え方
10	A	気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え・・・と記載されていますが、生物多様性保全の後に「環境汚染防止」の追加を検討願います。（国の第5次循環型社会推進基本計画、及び第6次環境基本計画の中で、現在の3つの嬉々として気候変動、生物多様性の急激な減少、環境汚染の3項目が指摘されており、廃棄物不適正処理は「環境汚染」の要因になるため）	ご意見を踏まえ、「国は第5次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）の中で、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の解決といった環境面だけでなく、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現といった、様々な社会的課題の解決にも貢献する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として打ち出しています。」と修正しました。
11	A	素案では、廃棄物の減量化や再生利用の推進が示され、ブロック別のごみ排出量や再生利用率、最終処分率などの現状把握が行われています。一方で、ごみ減量を『どこで生み、どこで減らすのか』という入口（発生抑制）と出口（最終処分）の関係性が、計画全体として十分に整理されているとは言い難いと思います。 県が別途策定している『食品ロス削減推進計画』は、廃棄物になる前段階での発生抑制を目的とした計画であり、本計画と表裏一体の関係にあると思います。素案では両計画の整合性に触れていますが、 <u>食品ロス削減による成果が、一般廃棄物の排出量削減や最終処分量の減少としてどのように反映・評価されるのかが明確ではない</u> と思います。 食品ロス削減計画の数値目標と、廃棄物処理計画における排出量・最終処分量の指標を連動させ、共通の枠組みで進捗管理・評価・公表を行う仕組みを設けるべきであると思います。食品ロス削減計画と廃棄物処理計画を、発生抑制（入口）と最終処分（出口）の関係として明確に位置付け、共通指標による進捗管理と評価を行うこと。	食品ロスは、一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物としても排出されており、廃棄物の排出量の削減や最終処分量の減少に密接に関連しています。 また、本計画は県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すものであり、食品ロス対策の概要を盛り込んでいます。詳細な食品ロス対策については、食品ロス削減推進法の趣旨も踏まえ、本計画の関連計画となる長崎県食品ロス削減推進計画において整理しているところです。 ご指摘を踏まえ、食品ロス削減推進計画と本計画の関係をより分かりやすくするため、本計画のP54【一般廃棄物の目標1】及び【一般廃棄物の目標2】の指標設定の根拠の欄に記載している4Rにおいて、「食品ロス削減」などの具体的な取組例を追記しました。
12	D	令和12年度の一般廃棄物目標に「食品ロス削減量」も追加設定したら如何かと思いますが、ご検討ください。	本計画は県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すものであり、食品ロス対策の概要を盛り込んでいます。具体の食品ロス対策については、食品ロス削減推進法の趣旨も踏まえ、本計画の関連計画となる長崎県食品ロス削減推進計画において整理しており、数値目標もこの計画で設定することとしております。
13	A	図の資源ごみからの3項目の線がおかしい	ご意見を踏まえ、修正しました
14	E	スポゴミ等で回収活動事業が増えていること、国の回収処理の予算がいつまで続くかわからないこと等を踏まえると、「官民による海岸漂着物等の回収活動事業数」の目標数はもう少し増加してもいいのではないかと	ボランティア等による回収は大変大きな力になっており、事業数を増やしたいと考えておりますが、あくまで自主的活動であるため、目標値の設定にあたっては、これまでの増加数を踏まえ、定めております。
15	A	令和6年度の産業廃棄物の最終処分量として、170千トンが提示されていますが、産業廃棄物実態調査では241千トン（30P及び33P）であり、両者間に数値的に近似しているなら良いが、大きな乖離が見られます。241千トンでも良いと思いますが、170千トンを採用するため「産業廃棄物税データ」を根拠とした理由を示して頂きたい。	「産業廃棄物実態調査は5年に1回の調査のため、進捗状況を毎年把握できる数値として、産業廃棄物税から算出される「県内における産業廃棄物最終処分量」を指標とした。」と記載を修正しました。 また、P30の図2-2-12（処理状況（令和6年度））に産業廃棄物税から算出される「県内における産業廃棄物最終処分量」として令和6年度の実績値である「170千トン」を追記しました。
16	A	【産業廃棄物目標2】（産業廃棄物処理業者の基準適合率）の指標設定根拠（2項目）の1項目の2行目の後半で、・・・現状を維持していく・・・と記載されていますが、令和12年度の目標値は97%以上と設定されているため、単に現状維持ではなく、「現状を維持し更に適合率向上を目指す」と記載した方がよいと思われませんがご検討ください。	ご意見を踏まえ、追記しました。

第5章 目標達成のための施策

番号	区分	意見要旨	県の考え方
17	A	・・・厨芥類及び紙類の減少について・・・という記載になっていますが、減少でなく「減量化」が適切と思いますがご検討ください。	ご意見を踏まえ、修正しました。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
18	A	・・・可燃ごみとなる紙類を減少します。という記載になっていますが、減少でなく、「削減」又は「減量化」が適切と思いますがご検討ください。	ご意見を踏まえ、「削減します」に修正しました。
19	B	食品ロスの取り組みについて、コロナ禍も終わり、外食・会食の場も増えている状況の中で、3010運動などのフードロスへの働きかけを強化していく観点からも県民への啓発活動に加え、協力店拡大に対する施策強化が必要では無いか。	九州食べきり協力店の拡大に向けては、現在の県公式HPによる紹介に加え、今後、協力店とタイアップしたキャンペーンを検討するなど、引き続き取り組んでまいります。目標値設定につきましては、協力店の拡大のため、まずは協力店の認知度向上が必要であることから、関連した数値目標を設定しているところです。
20	A	長崎県食品ロス推進協議会という記載がありますが、ロスと推進の間に肝心の「削減」が抜けていますので、追加修正願います。	ご意見を踏まえ、修正しました。
21	A	太陽光パネルの適正なりサイクル推進に向けて・・・という記載がありますが、正確には「使用済み太陽光パネル」と使用済みを追加した方が良いと思われそうですが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、追記しました。
22	C	(2) 海岸漂着物対策の推進についての対策の記述で、最初の対策として 「ア 海岸漂着物の効率・効果的な回収や発生抑制対策等の推進」を挙げられていますが、その前に、 『どのような種類の漂着物が何処のエリアにどの程度の量で漂着しているのか』を回収する海岸を対象にその漂着状況の全体像をある程度正確に把握する必要があります。 そこで、私は、上記アの対策の前に、 『DX デジタル技術の活用による海岸漂着物調査の精度向上』の挿入を提案しますので是非ご検討下さい。 ドローン・AIなどのDXデジタル通信技術を活用することで、かなり精度の高い調査結果が得られます。	海岸漂着物の効率・効果的な回収のためには、ご意見にある、ドローン・AIなどのDXデジタル通信技術の活用も有効であると考えられるため、今後、活用可能性について検討してまいります。
23	E	本計画では、県、市町、海岸管理者等が連携して海岸漂着物の円滑な処理を図り...と記載されていますが、 <u>海岸漂着物の回収は海岸地形の複雑化や入江や崖下などは危険を伴うなど容易ではありません。また離島地域の人口減少による人手・担い手不足により年々回収作業が困難になることが想定されます。</u> そこで、平坦な海岸線のような場所では、AIロボットによる自動回収が極めて効果的です。また近年はAIの深層学習効果により、AIロボットによる分別回収も可能となっており、現に北九州市の海岸ではAIロボットと人手との協働回収システムが導入されています。(2025年度日本技術士九州本部環境部会での報告) したがって、長崎県においても今後の人手不足の事態を見据えて、海岸漂着物回収にAIロボットによる自動回収などデジタル技術の導入が可能であれば、是非、『海岸漂着物回収へのAI回収ロボット等デジタル技術の活用』を本計画に採用していただくようご検討願いたい。	ご意見にある北九州市の事例につきましては、実証試験として実施されたものであり、実用化には解決すべき課題があるものと認識しております。 今後、関連情報の収集に努め、注視してまいります。
24	A	廃棄物処理法、建設リサイクル法、及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し・・・の記述となっていますが、いずれも排出事業者及び処理業者の取組なので、食品リサイクル法の次に「プラスチック資源循環促進法」を追加記載した方が良いと思いますが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、追記しました。
25	A	マニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に・・・と記述されていますが、最初のマニフェスト交付等状況報告書の頭に「排出事業者からの」挿入した方がより正確と思われそうですが、ご検討ください。	ご意見に踏まえ、追加しました。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
26	A	県民の取組みとして、家電リサイクル法に従い対象品目（エアコン、テレビ・・・リサイクル料金を支払います。の記述の最後に続けて、「なお、家電4品目は粗大ごみとして市町が処理することはありません」の一文を再確認のため追加記述した方が良いと思いますが、ご検討願います。いわゆるダメ押しのようなものです。（理由：未だに、家電4品目が粗大ごみであると勘違いして、ごみ集積場に不法放置する住民が多々みられることも事実です）	ご意見を踏まえ、追加しました。
27	E	「不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生じるおそれがある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置を命令します。」の後に続いて、 『 <u>但し、原因者が不明、若しくは原因者に措置能力が無い場合にあっては行政の判断により、行政による撤去等の措置（代執行）を行うこともあります。</u> 』を可能であれば追記について、ご検討願います。 理由 <u>重金属等、PCBや硫酸ピッチなど有害物質が入ったドラム缶が長年、不法に放置され、缶腐食により有害成分の浸出、地下浸透などにより甚大な環境汚染を生ずる事例を検知した場合、原因者が不明とか、財政的・技術的に原因者に措置能力がない場合にあっては、たとえ『原因者負担原則』であっても、そのまま行政が見過ごすことは行政サイドの『不作為』ともなりかねません。</u>	ご意見のとおり措置命令でも対応されない場合は、行政執行により原状回復等の対応が必要となりますが、原則、原因者が対応すべきものであり、県としましては、監視体制を強化し、不適正処理の早期発見・早期改善に努めております。
28	A	『近年の気候変動に伴う大規模災害で大量に発生する「災害廃棄物（事業活動ではないため一般廃棄物）の処理」については、市町、関係機関、廃棄物処理民間協力事業者及び場合によっては隣接県との調整を図りつつ、適切かつ迅速に対応します。』の追加挿入についてご検討願います。 理由 <u>近年の気候変動や地震などによる大規模自然災害は、今や日本では何時何処でも発生しても疑う余地はありません。さらに発生した場合は、大量の災害廃棄物が発生し、適切かつ迅速な行政対応が求められます。今や災害廃棄物対策は一般廃棄物対策の中でも重要な位置付けとされています。</u> したがって、本廃棄物処理計画の『一般廃棄物の適正処理の推進』の冒頭の説明文の中に、通常のごみ処理に加えて、『災害廃棄物対策』の一文を盛り込む必要があると思います。なお、災害廃棄物対策については、本計画（素案）でも後段の地域循環システムと地方創生のセクションでも記述されていますが、やはり一般廃棄物の適正処理の推進でも記述すべきと思います。	ご意見を踏まえ、「近年の気候変動に伴う大規模災害で大量に発生する「災害廃棄物（一般廃棄物として取扱い）」の処理について、県は、市町、関係機関、廃棄物処理民間協力事業者及び、必要に応じて隣接県との適切かつ迅速な調整に努めます。」と追記しました。
29	A	昨今、焼却ごみへのモバイルバッテリー、リチウム電池の混入等で、収集運搬時や焼却施設において火災が発生している。どこに記載するのか検討が必要だが、適正処理の推進の観点からどこかに追記した方がいいのでは	ご意見を踏まえ、「1- 食品ロス削減などの4Rの推進」の中にトピックとして、環境省の注意喚起情報を追記いたします。
30	A	「・・・二酸化炭素の排出を抑えた脱酸素社会形成・・・」と記載されていますが、二酸化炭素の前に「2050年カーボンニュートラル達成を見据え」の文言を追加した方が良いと思いますが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、追加しました。
31	D	「家庭における食品ロスについては、「生ごみひと絞り」「冷蔵庫在庫使い切り」啓発を徹底し、減量化を図ります。」の一文の追加挿入についてご検討ください。（本計画の大きな柱に廃プラ対策と食品ロス対策が提示されている。廃プラ対策について記載されているので、続けて家庭における食品ロス対策を記述する必要があると思います。	家庭における食品ロス対策については、1- 食品ロス削減などの4Rの推進において記載していることから、現在の記載のままとさせていただきます。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
32	A	後半で、「国の交付金等を利用し、早期解体を・・・」という記述となっておりますが、若干加筆修正して「・・・ダイオキシン類飛散防止を図りつつ、早期解体及び撤去等を・・・」とした方がより正確と思いますが、ご検討ください。（理由：焼却炉を解体する場合は、DXN類の周辺環境への飛散防止計画に基づき対策を徹底したうえで、更に解体後の適正な撤去及び処分が必要）	ご意見を踏まえ、追記しました。
33	A	いわゆる民間活用のPFI方式導入であります。この記述は素案では「オ再資源化施設の整備」の2項目に記述されていますが、PFI方式による整備は再資源化施設に限ったことではなく、廃棄物処理施設全般に適用すべきです。したがって、この2行はむしろ「ウ施設整備」に転記した方が適切と思われませんが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、「オ再資源化施設の整備」の項目でなく、「ウ施設整備」の項目へ転記しました。
34	A	運営・管理体制の検討「ア施設の維持管理、操業の安全性の確保」で1項目の記載がありますが、2項目を追加して「近年、増加しているリチウムイオン電池が内蔵された小型廃家電製品、廃モバイル通信機器類等の処理に伴う火災防止を徹底します。」の一文を追加挿入した方が良いと思いますが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、「1- 食品ロス削減などの4Rの推進」の中にトピックとして、環境省の注意喚起情報を追記いたします。
35	C	「一般廃棄物処理の有料化の推進」という記載がありますが、排出量の規模に応じて、どのような有料化の方法を考へておられるのか提示願いたい。例えば、住民税に加算して徴収するか、別途処理料として徴収するか、ごみ袋代金を値上げするのか、ご教示願います。	有料化によりごみの排出量の削減を図ることを目的としていますが、具体的な方法については、今後、市町による検討状況を踏まえ、県として必要な助言などを行っていくこととなります。このため、現時点で具体的な方法を提示することはできませんので、ご理解をお願いします。
36	B	優良な産業廃棄物処分業者として認定された事業者へ「インセンティブ」付与する・・・と記載されていますが、どのような特典をお考えでしょうか。例えば、認定事業者の看板を掲示できるとか、優良事業者として県ホームページに掲載して公表するとか、産業廃棄物税の軽減措置とか・・・どのようなインセンティブなのか記載について、ご検討願います。一例を示された方が良いと思われませんが。	優良認定事業者については、法に基づき、許可期限を5年間から7年間に延長する、県ホームページに掲載して公表するなどの優遇措置がとられています。計画素案に記載しているインセンティブにつきましては、今後、本県独自の優遇措置を検討するとの趣旨であるため、ご理解をお願いします。
37	D	農業系産業廃棄物対策において、市場に流通せず廃棄されがちな「規格外農産物」は相当数のぼり、その多くは廃棄され新たな「食品ロス」としても課題となっております。その一方で、家畜飼料への活用（耕畜連携）、フードバンクへの提供等の有効活用の事例もあります。したがって、食品ロス対策の観点からも、（ウ）規格外農産物対策の追加挿入を提案したいと考えますが、ご検討ください。	規格外農産物については、家畜飼料への活用のほか、いわゆる無人販売所や農産物直売所などで流通することが資源の有効活用や食品ロス対策につながるものと考えられます。しかしながら、通常の食品の流通ルートと異なるため、正確な実態を把握することは非常に困難であるほか、フードバンクへの提供に際しては、安全性の確認が不可欠といった現状を踏まえ、本計画に具体的な対策として盛り込むことは難しいと考えます。 なお、規格外農産物を廃棄する場合、一般的に一般廃棄物に分類されます。
38	B	肥料等としての再生利用を・・・という記述がありますが、肥料の前に「下水道汚泥中に重金属等の有害物質が検出されない条件下で」を追加挿入したほうが、より正確な表見と思いますが、ご検討ください。	有害物質が検出されないことなど、関係法令の遵守を前提として取組を進めてまいりますので、改めての記載はいたしません。
39	A	（エ）として、「有害物質を規定量以上含む廃油・汚泥等」を追加記載したほうが、特別管理産業廃棄物の種類説明として更に適切と思いますが、ご検討ください。（特別管理産業廃棄物とは「爆発性」「毒性」「感染性」を有する産業廃棄物であり、素案に記載されている3項目の中に、特に有害物質による「毒性」を示す項目が見当たらないため）	ご意見を踏まえ、（エ）特定有害産業廃棄物として、適切な記載に修正しました。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
40	D	オ 「広域化による廃止対象の廃棄物焼却施設の早期解体撤去」を追加挿入し、説明文として「一般廃棄物焼却施設の広域・集約化により令和12年度に廃止になる県央・県南ブロックの1か所のごみ焼却施設については、ダイオキシン類の飛散防止を図りつつ、早期に適切な解体及び撤去に取り組みます。」を記載したらどうかと思いますが、ご検討ください。	「長崎県ごみ処理広域化計画」については、現時点で変更することができないため、現在の記載のままいたします。なお、来年度「長期広域化・集約化計画」策定に向けた協議会を開催することとしており、市町と協議しながら、今回いただいたご意見を含め計画の見直しを進めていく予定です。

## 第6章 計画の推進

番号	区分	意見要旨	県の考え方
41	A	6箇所「大学」という記載があるが、専門知識を有する人は大学の学者だけとは限りません。学協会、環境アドバイザー、環境コンサルタントなど優れた知識を有する人が沢山おられます。したがって「有識者」という記載がいいのではないかと思いますのでご検討ください。	他のページにおいては、「など」の中に大学以外の有識者も含まれることから、そのままの記載とし、93ページについては、「大学・研究機関など」に修正しました。
42	A	県 県の役割が5項目記載されていますが、2項目と3項目の間に「近年の気候変動による大規模災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物について、市町、関係機関、民間廃棄物処理協力事業者、場合によっては隣接県も含めて適正かつ迅速な調整を図ります。」の記述の追加挿入を提案したいと思いますが、ご検討ください。	ご意見を踏まえ、「近年の気候変動に伴う大規模災害で大量に発生する「災害廃棄物（一般廃棄物として取扱い）」の処理について、県は、市町、関係機関、廃棄物処理民間協力事業者及び、必要に応じて隣接県との適切かつ迅速な調整に努めます。」と追記しました。

## 計画全体

番号	区分	意見要旨	県の考え方
43	E	字体が見にくい、大きさが違う（たとえば P 4 2 7行目） 数字の大きさが違っている（たとえば P 4 1 6行目） 表の数字の桁が揃っていない（たとえば P 4 3 表2 - 3 - 8） 表が見にくい（たとえば P 3 8 表2 - 2 - 2 2） フォントを変更すればいいのではないか	長崎県においては、「より多くの人に読みやすいフォント」としてUD（ユニバーサル・デザイン）フォントを使用しておりますので、ご理解をお願いします。数字の大きさや、桁数、表については、ご意見を踏まえ、修正を行いました。
44	D	素案ではブロック別データにより傾向は読み取れるものの、既に把握されている自治体別データを踏まえ、特に課題が顕在化している自治体を計画上の重点課題として明確に位置付け、改善に向けた具体的方策を示すまでには至っていないと思います。既に毎年公表されている自治体別のごみ排出量、リサイクル率、最終処分量のデータを、現状分析にとどめず、 <u>重点対策地域の設定や施策立案に積極的に活用すること</u>	本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すものであり、地域特有の課題に対する個別の施策立案については、関係市町による対応が必要なものであるため、県として市町に助言などを行ってまいります。
45	D	最終処分依存が高い自治体に対し、分別・資源化の強化、住民・事業者への啓発、人材・財政面での支援など、県としての具体的な関与方針や支援の方向性を計画内に明示すること。	本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すものであり、最終処分量を減らすための具体的な方向性を掲げています。地域特有の課題に対する個別の具体的な取組については、関係市町による対応が必要なものであるため、県として市町に助言などを行ってまいります。
46	B	最終処分場に余裕がある場合、発生抑制やリサイクルへの取組が後回しになりやすく、結果として『最終処分場依存の構造が固定化』されるおそれがある。本計画では、最終処分場の整備や維持管理について触れられているものの、最終処分場への依存を減らすための発生抑制（入口対策）と明確に連動した仕組みが弱いと感じます。 <u>最終処分場の新設・拡充や関連する補助金・助成金の交付にあたっては、発生抑制やリサイクル率向上に関する取組や数値目標の設定・検証を条件とし、最終処分場依存の固定化を防ぐ仕組みとすること。</u>	市町の廃棄物処理施設等の整備費用については、主に国の交付金が活用されており、その要件として、ご指摘のありました、ごみの発生抑制やリサイクル率向上のための改善計画をあらかじめ整理することとなっております。
47	A	重大な記載ミスを含め、数多くの記載ミスについてご指摘いただきました	ご指摘のとおり修正しました。